

内閣参質二〇一第五号

令和二年一月三十一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出不退去罪を犯した者を私人が現行犯逮捕することに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出不退去罪を犯した者を私人が現行犯逮捕することに関する質問に対する答弁

書

一について

お尋ねの「差し支えないか」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

逮捕の適法性は、個別の事案における具体的な事情を踏まえ判断されるべきものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。